

令和4年(2022年)1月26日
(一部改正)令和4年(2022年)1月27日

各保育所・認定こども園設置者様

姫路市こども未来局教育保育部

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大がみられる中、保育所・認定こども園の園児・職員にも陽性者が確認され、1月27日からは兵庫県がまん延防止等重点措置の対象区域に指定されることとなりました。これらのことを踏まえ、保育所・認定こども園での感染拡大を防ぐ観点から、園内に新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合に、市が登園自粛要請等を行う場合の基準等について取りまとめましたのでお知らせします。

記

1 登園自粛要請等の基準について

各園において3日以内に以下の条件のいずれかを満たす場合は、市は各園の利用者に対して、3日間の登園の自粛要請を行うものとします。

この要請に応じて、登園の自粛をした場合は、保育料の日割り計算を行うこととしております。なお、保護者の登園自粛の判断材料とするため、陽性者の確認されたクラス名等は保護者に情報提供することを原則とします。

- (1) 園内に5人の陽性者が確認された場合(園児・職員は問わない。)
- (2) 同クラスに園児3人の陽性者が確認された場合
- (3) 職員1人(家庭内感染でない場合に限る。)+同クラスの園児1人(家庭内感染でない場合に限る。)の陽性が確認された場合

- ※1 有症状時はかかりつけ医等への受診相談を勧奨する。
- ※2 自粛要請期間は、期間中の園内での感染状況に応じて延長を検討する。
- ※3 保健所によりクラスターが認定された場合は、休園措置を実施する。

2 適用期間

令和4年1月27日からまん延防止等重点措置期間終了(令和4年2月20日)までとします。期間を延長する場合は、別途お知らせします。